



2026 年 8 月 20 日(木)

小栗キャップの News Letter

税理士法人STR 代表社員・税理士 小栗 悟

名古屋本部 〒450-0001 名古屋市中村区那古野 1-47-1 名古屋国際センタービル 17F

TEL : 052-526-8858 FAX : 052-526-8860

岐阜本部 〒500-8833 岐阜県岐阜市神田町 6-11-1 協和第二ビル 3・4 階

TEL : 058-264-8858 FAX : 058-264-8708

Email: info@str-tax.jp <http://www.str-tax.jp>

所得区分等に要注意

暗号資産と NFT の課税ルール

暗号資産、どこで税金が発生するの？

ビットコインやイーサリアムといった暗号資産（仮想通貨）が、ずいぶん身近なものになってきました。「少し買ってみた」という方も増えてきたように思います。ただ、税金の面では意外と誤解が多いのもこの分野です。

まず基本から。暗号資産を売却・交換・支払に使って利益が出た場合、その利益は原則として「雑所得」として所得税の課税対象になります。別の暗号資産と交換した時点でも、商品の購入に使った時点でも、それぞれ課税が生じます。「円に換えていないから大丈夫」は通りません。

なお、令和 8 年度税制改正で、暗号資産については今後一定条件下で株や国内 FX と同様の申告分離課税として扱われる事になりました。適用は「金融商品取引法の改正法の施行日の翌年 1 月 1 日以降」となっており、2028 年 1 月からの見込みです。

取得費の計算、届出はしましたか？

暗号資産を複数回に分けて購入している場合、取得費の計算方法は「総平均法」と「移動平均法」の 2 種類から選べます。ただし、届出をしなければ自動的に「総平均法」が適用されます。一度選んだ方法を変更するには税務署長への承認申請が必要です。

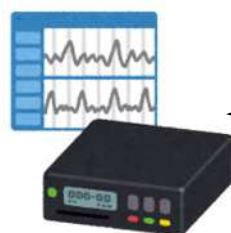
で、最初の年に「どちらにするか」を意識しておくとい良いでしょう。

NFT の税金は「どう取引したか」で変わる

NFT（非代替性トークン）は、デジタルの世界で「一点もの（＝複製できない）」であることを証明する仕組みです。どう取引したかによって税金の扱いが変わります。自分で制作して販売した場合（一次流通）は雑所得または事業所得、購入した NFT を転売した場合（二次流通）は、原則として譲渡所得に該当し得ますが、営利目的で継続的に売買する場合などは雑所得または事業所得になります。

今は損失が出ても、繰り越せない

給与所得者で、給与以外の所得合計が 20 万円を超える場合は所得税の確定申告が必要です。暗号資産の損失は雑所得以外の他の所得との損益通算ができず、翌年への繰越控除も認められていません。NFT は所得区分や保有目的によって取扱いが異なるため、損失が出た場合も個別確認が必要です。



買った記録は、必ず残しておいてください。